

令和3年第4回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年4月27日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和3年4月27日 午後2時59分							
閉 会	令和3年4月27日 午後3時56分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人			酒巻 貞夫 ・ 小林 良浩					
議事参与			堀越 延年 ・ 森光 亮介 ・ 下山 優美					
書 記								

会議事件名

- 議案第14号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第15号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

顛末

開会 午後2時59分

【会長代理】 これより、令和3年第4回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正が2か所あります。1ページの議案第14号 農地法第3条の規定に関する件について、番号6の備考欄に「見沼代用土地改良区」とありますが、「足立北部土地改良区」に訂正をお願いします。また、議案第15号 農地法第5条の規定による転用許可申請の番号24について、急きょ確認事項が発生したため、今回は保留となりました。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号4番 酒巻 貞夫 委員・番号5番 小林 良浩 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第14号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第14号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 3筆

番号6

受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は900日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は6556.25アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約500メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項

	各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【江原 浩昭 農業委員】	番号6について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜と水稲を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当区域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【伊藤 清 推進委員】	番号6について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号7について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号7 受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は240日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は235.43アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約3.9キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当

	しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号7について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当区域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【渡邊 仁 推進委員】	番号7について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第14号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第15号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第15号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 2件 2筆

	<p>賃借権の設定 2件 5筆</p> <p>使用貸借権の設定 3件 6筆</p>
	<p>番号18</p> <p>受人は、現在市外のアパートに家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の父が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【岩崎 新一 農業委員】	<p>番号18について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当区域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【今井 徹 推進委員】	<p>番号18について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については農業用集落排水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号19について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>

【事務局】	<p>番号19</p> <p>受人は、現在市内にある実家に両親と家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の父が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【藤村 徳之 農業委員】	<p>番号19について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当区域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【永澤 幸一 推進委員】	<p>番号19について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するという事ですが、隣接農地との境界には土留めとブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号20について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>

<p>【事務局】</p>	<p>番号20 受人は、現在市内で運送業を営んでいます。既存の駐車場が手狭となり、新たに駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【岩崎 新一 農業委員】</p>	<p>番号20について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当区域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【中谷 文秋 推進委員】</p>	<p>番号20について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（質問なし）</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号21について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>

【事務局】	<p>番号 2 1</p> <p>受人は、現在市内で建設土木業を営んでいます。これまで利用してきた事務所、資材置場の土地の地目を確認したところ、農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和 4 5 年以前から利用しています。このため、今後も申請地を事務所、資材置場として利用するために申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【岩崎 新一 農業委員】	<p>番号 2 1 について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径 1 キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が 4 0 % を超える区域内の農地であるため、農地区分は第 2 種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。昭和 4 5 年以前から事務所、資材置場として利用しているということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当区域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【今井 徹 推進委員】	<p>番号 2 1 について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和 4 5 年以前から事務所、資材置場として利用しております。隣接農地との境界には既存ブロックがあります。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>これまで企業経営コンサルティングに携わった中で問題となったケースに、社長のお金を会社に法外な利息で貸して、会社が利益を圧縮し赤字決算にして税金を安くするといったケースがあり、今回の申請内容は農業委員会としては問題ないが、契約書が添付されていないため賃料が分からず、一般的な賃料と比べて妥当かも分からないため、今後同様の問題が起きた時に農業委員会の責任が問われるのではないかと思います問題提起します。今後、会社役員の資産を会社</p>

	<p>に貸す場合、会社から支払われる賃料についても重要になるため、個々の賃料の妥当性も検討していく必要があると思います。なお、今回の申請は、所有者（渡人）自ら役員を務める会社（受人）が市街化調整区域決定前の昭和45年以前から事務所、資材置場として利用しているということで申請内容には問題ありません。</p>
【議長】	次に番号22について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	<p>番号22</p> <p>受人は、現在市外のアパートに家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号22について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	次に担当区域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 勝美 推進委員】	番号22について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築することですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２３について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号２３ 受人は、現在、市外で建設業を営んでいます。既存の資材置場が手狭となり、新たに資材置場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻貞夫 農業委員】	番号２３について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径１キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が４０％を超える区域内の農地であるため、農地区分は第２種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。資材置場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当区域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【荒井 晃一 推進委員】	番号２３について調査してまいりました。申請地には資材置場を設置するということですが、隣接する農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の

	ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第15号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第15号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号4について、酒巻貞夫農業委員より議案説明をお願いいたします。
【酒巻 貞夫 農業委員】	議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号4 この件につきまして、令和3年4月19日に事務局とともに調査したところ、番号4について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第16号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	続きまして、議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。番号2について、島田豊農業委員より議案説明をお願いいたします。
【島田 豊】	議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

<p>農業委員】</p>	<p>番号 2 この件につきまして、令和 3 年 4 月 1 9 日に事務局とともに申請地の調査を行いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、適格者と認定してよろしいと思います。</p>															
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>															
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>															
<p>【議長】</p>	<p>それでは採決を行います。議案第 1 7 号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>															
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>															
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第 1 7 号は原案のとおり承認いたします。続きまして、会長専決規程第 3 条による専決事項を報告いたします。 令和 3 年 3 月 1 1 日～令和 3 年 4 月 1 2 日受付分 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出 <table data-bbox="694 1265 1332 1310"> <tr> <td>4 件</td> <td>1 3 筆</td> <td>3, 9 9 0. 8 7 m²</td> </tr> </table> 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出 <table data-bbox="359 1355 1332 1512"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>1 4 件</td> <td>1 8 筆</td> <td>3, 7 2 4. 5 5 m²</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>1 件</td> <td>1 筆</td> <td>3 9 1 m²</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>1 9 件</td> <td>3 2 筆</td> <td>8, 1 0 6. 4 2 m²</td> </tr> </table> これらは、全て会長専決でございます。 続いて、その他の件について、農業委員又は推進委員又は事務局よりご報告をお願いいたします。まず、農業委員の方から何かありますか。</p>	4 件	1 3 筆	3, 9 9 0. 8 7 m ²	所有権の移転	1 4 件	1 8 筆	3, 7 2 4. 5 5 m ²	使用貸借権の設定	1 件	1 筆	3 9 1 m ²	合計届出件数	1 9 件	3 2 筆	8, 1 0 6. 4 2 m ²
4 件	1 3 筆	3, 9 9 0. 8 7 m ²														
所有権の移転	1 4 件	1 8 筆	3, 7 2 4. 5 5 m ²													
使用貸借権の設定	1 件	1 筆	3 9 1 m ²													
合計届出件数	1 9 件	3 2 筆	8, 1 0 6. 4 2 m ²													
<p>【一同】</p>	<p>(特になし)</p>															
<p>【議長】</p>	<p>次に、推進委員の方から何かありますか。</p>															
<p>【一同】</p>	<p>(特になし)</p>															

【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none">・生産緑地地区の農業従事希望者への斡旋について・農地利用最適化の推進について・農業委員会活動記録簿について
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和3年第4回定例会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時56分</p>